

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和2年10月30日(金) 第9247号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出(584) (福祉監査指導課) 2
	土地改良区の役員の退任(585) (西部総合事務所農林局) 2
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (森林づくり推進課) 2

告 示

鳥取県告示第584号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年10月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 診療所

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
中村歯科医院	米子市加茂町二丁目152	令和2年10月4日

2 薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
北斗薬局住吉店	倉吉市住吉町58-1	令和2年9月30日

鳥取県告示第585号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり箕蚊屋土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和2年10月30日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

退任した役員の氏名及び住所

理 事 土 井 美 教 米子市赤井手205

令和2年9月11日退任

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者の所在が不明であるため、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年10月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 所在が不明な者が所有し、又は登記した権利を有する保安林の所在場所

西伯郡伯耆町丸山字白場1025の2、1034の2、字上狼谷1558の3、番原字三条尻643の2、字前ノ段620の3、真野字釜ヶ谷883

2 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

3 通知の要旨

1に掲げる土地について、令和2年9月29日付鳥取県告示第535号（保安林の指定施業要件の変更予定について）のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であること。

4 通知の掲示場所 伯耆町役場

5 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課